

# 市・県民税申告と所得税の確定申告 3月15日(月)までに申告を

令和2年分の市・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります。申告書は市民税課(市役所ふるまぢ庁舎)、区役所、出張所、連絡所に設置しています。市・県民税申告が必要と思われる人には2月5日に申告書を発送しました。

例年、申告会場は大変混雑します。新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での提出に協力をお願いします。

## 令和3年1月1日現在、新潟市に住所がある人は市・県民税の申告が必要です

収入がなかった人や非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付など)だけの人、各種保険料の算定などのため申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告をする必要はありません。

### ①所得税の確定申告を提出する

※上場株式などの譲渡所得・配当所得(源泉徴収口座分)は、確定申告とは別に市・県民税申告書を提出することで所得税と異なる課税方式を選択可

### ②給与収入のみで年末調整済み

### ③公的年金のみで控除の追加がない

### ④収入がなく、新潟市に住んでいる人に所得税法上扶養されている

## 申告に必要な物

- はんこ(スタンプ式は不可)
- (確定申告の場合)申告者本人の金融機関・口座番号が分かる物
- マイナンバーカード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
- 令和2年中の所得が確認できる書類
  - ・給与所得者、年金所得者は源泉徴収票の原本
  - ・事業所得者、不動産所得者は収入金額と必要経費を集計した書類、収支内訳書など
- 所得から控除する額が確認できるもの
  - ・生命保険料、地震保険料の控除証明書
  - ・国民年金、同基金の控除証明書
  - ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの領収書または納入済み額のお知らせ
  - ・(医療費控除を申請する場合)医療費控除の明細書または健康保険者が発行する医療費通知(領収書添付の申請は不可)
  - ・6カ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行したおむつ使用証明書のあるもの(2年目以降の場合は主治医意見書内容確認書=下囲み=に代えることができます)
  - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書=下囲み=
  - ・寄附金の領収書やふるさと納税の寄附金受領証明書

## 主治医意見書内容確認書と障害者控除対象者認定書の発行

**申請窓口** 区役所健康福祉課(中央区は窓口サービス課)、出張所、地域保健福祉センター

**持参する物** 介護保険被保険者証、申請者の本人確認書類 ※写しは不可

**問** 区役所健康福祉課

### ■主治医意見書内容確認書

要介護認定の主治医意見書から寝たきり状態と尿失禁の発生の可能性があることが確認できる場合に発行

### ■障害者控除対象者認定書

要介護認定を受け、心身の状態や日常生活の状況が障がい者と同等と認められるなど一定の要件に該当する65歳以上の人に発行 ※申請から発行まで1週間程度要する

**問い合わせ・郵送提出先**  
〒951-8554(住所不要) 市民税課  
北区・秋葉区に住んでいる人…☎025-226-2375  
東区・江南区に住んでいる人…☎025-226-2365  
中央区・南区に住んでいる人…☎025-226-2245  
西区・西蒲区に住んでいる人…☎025-226-2370

パソコン・スマートフォンで市・県民税の申告書の作成や税額の試算ができます

スマートフォンはこちらから



▶市HPから

## 申告会場の入場制限を行います

新型コロナウイルス感染防止のため、会場ごとに受付人数の上限を設けています。申告当日は市・税務署の各会場で入場整理券を配布します。配布状況によって後日の来場をお願いする場合がありますので注意してください。完成済みの申告書を提出するだけの人は、入場整理券は不要です。

会場では入り口での検温と手指の消毒、マスクの着用をお願いします。体調のすぐれない人や検温で発熱が判明した人は、入場できません。

## 市の申告日程・会場

入場整理券配布時間 9時～15時(◆は16時まで)

区	会場	2月							3月											
		16	17	18	19	22	24	25	26	1	2	3	4	5	8	9	10	11	12	15
		火	水	木	金	月	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月
北	豊栄地区公民館	●	●	●	●		△	△	●						●	●				
	北地区コミュニティセンター												●	●						
東	東区プラザ					△	△	△	△											
	中地区公民館									△	△									
	石山地区公民館											△	△	△						
中央	市役所分館	△	△	△	△										△	△	△	△	△	△
江南	江南区役所				●	●				●	●	●	●	●	●	●	△	△	△	△
秋葉	◆秋葉区役所	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
南	白根学習館					●	●	●	●	●	△	△								
	味方出張所																●	●	●	
	月潟出張所																			●
西	西区役所	●	●	●	△	△											●	●	△	△
	内野まちづくりセンター						●	●												
	黒崎市民会館									●	●	●								
西蒲	◆巻ふれあい福祉センター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

※●は市・県民税の申告と簡易な確定申告を、△は市・県民税申告のみを受け付け

## 市の申告会場で受け付けできない確定申告

次の申告は市の申告会場で受け付けできません。税務署が開設する確定申告会場で申告してください。

- ・給与および年金の収入があり、源泉徴収票を持っていない
- ・営業等、農業、不動産の収支内訳書が未完成
- ・青色申告
- ・分離課税の申告(土地、建物、株式の譲渡所得など)
- ・令和元年分以前の申告
- ・準確定申告(亡くなった人の申告)
- ・修正申告、更正の請求
- ・繰越損失がある申告
- ・住宅ローンなどの控除がある申告(年末調整が済んでいないもの)
- ・雑損控除がある申告
- ・配当所得がある申告

## 税務署の確定申告日程・会場

2月16日(火)～3月15日(月) 9時～16時

※土・日曜、祝日除く。朱鷺メッセ会場のみ2月21日・28日(日)も開設。「税務署公式LINE」で入場整理券の事前発行可

対象区	会場	問い合わせ (月～金曜8:30～17:00)
北・東・中央 江南・南・西	朱鷺メッセマリナーホール (中央区万代島)	新潟税務署 (☎025-229-2151)
秋葉	秋葉区役所	新潟税務署 (☎0250-22-2151)
西蒲	巻ふれあい福祉センター (西蒲区巻甲)	巻税務署 (☎0256-72-2355)

※国税庁HPで申告書の作成、送信ができます